

各居宅介護支援事業所の管理者 様

宇部市長 久保田 后子

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

このことについて、介護保険制度の改正により平成 30 年 10 月 1 日から利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超えるケアプランについて、保険者へ届出が必要となります。本市においては、下記の方法により実施しますので、遺漏のないようお願いします。

記

1 厚生労働大臣国が定める訪問介護（生活援助中心型）の基準回数（1月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

2 届出の時期及び期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

3 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の基準回数を超えるケアプラン届出書
- (2) 居宅サービス計画書（第 1 表）～（第 7 表）の写し
- (3) 訪問介護計画書の写し

4 提出方法

下記まで郵送又は持参してください。

5 その他

- (1) 届出内容について、問い合わせることがあります。また、必要に応じて、利用者及びその家族並びにサービス事業所に確認する場合があります。
- (2) 点検結果については、後日お知らせする予定です。
- (3) 給付実績により未届であることを確認した場合には、届出を求めます。
- (4) 地域ケア会議で検証する場合は、出席を求めます。

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市高齢者総合支援課介護保険課（給付担当）

電話番号 0836-34-8394 0836-34-8396

FAX 番号 0836-22-6026